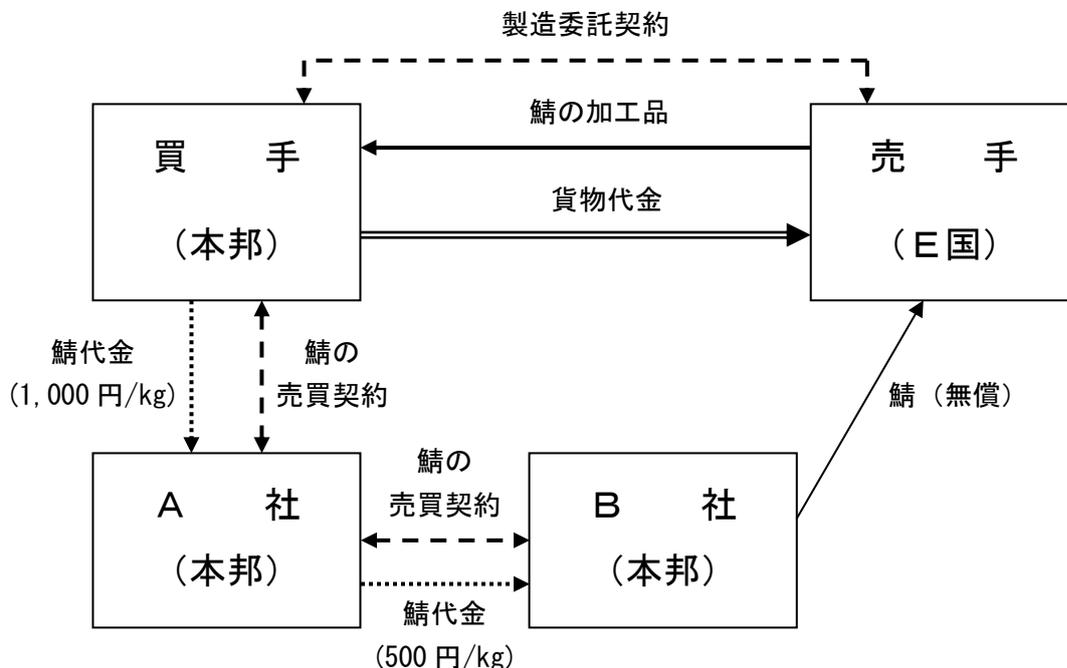


17. 買手が材料を無償提供する場合のその材料に要する費用の額



【照会要旨】

当社（買手）は、売手と製造委託契約を締結し、鯖の加工品を購入（輸入）します。
 当社は、輸入貨物の材料である鯖を売手に無償で提供するため、当社と特殊関係のない本邦所在のA社から、この材料を売手の工場へのDDP（持込渡し）条件の1キログラム当たり1,000円で購入しました。

今般、A社は自社の子会社である水産会社のB社から、売手の工場へのDDP条件の1キログラム当たり500円でこの材料を購入していることが判明しました。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、A社がB社から購入した価格を、当社が無償で提供した材料に要する費用の額として、現実支払価格に加算することとして良いですか。

【回答要旨】

上記の取引において、貴社が無償で提供した材料に要する費用の額は、A社が自社の子会社であるB社から購入した価格ではなく、貴社がA社から購入した価格により計算し、現実支払価格に加算することとなります。

（理由）

「輸入貨物に組み込まれている材料、部分品又はこれらに類するもの」が買手により無償で提供された場合は、その物品に要する費用の額を現実支払価格に加算することとされています。

また、その費用の額は、その物品を買手が自己と特殊関係のない者から取得した場合

には、その物品を取得するために通常要する費用によることとされています。

上記の取引において、貴社（買手）は輸入貨物の材料である鯖を特殊関係にないA社から取得していることから、貴社が無償で提供した材料に要した費用の額は、貴社がA社から購入した価格によることとなります。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第3号イ

関税定率法施行令第1条の5第2項

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

（具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）